

神戸大学法科大学院アメリカ法教材(3)-6
丸山英二

アメリカ法
第17回

丸山 英二

1

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法
2. 裁判所・裁判権

2

Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)

【連邦最高裁判決】〔minimum contactの存否について〕

A: (Hanson判決などを引用して、) minimum contactの成立のためには 法廷州で活動を行う特権の意図的な利用 がなければならず、そのためには、 法廷州に向けられた被告の意図的な行為が必要 であって、通商の流れによって商品が法廷州に入り込むことの認識が被告にあっただけでは足りない。本事案において、Asahiは法廷州で営業活動をしていない。また、Asahiが法廷州での販売を期待してその製品をデザインしたということもない。Asahiが法廷州の市場を意図的に利用しようとした行為が証明されていないので minimum contactは成立していない (4)。

B: minimum contactの成立のためには、被告が、 自らの製品を通商の流れに入れる際に、それが最終的に法廷州に入り込むことを認識していることで足りる。Asahiは、CA州で日常的に製品を販売していることを認識しているメーカーにその部品を日常的に大量に販売していたのであるから、CA州との minimum contactは成立している (4)。

3

Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)

【連邦最高裁判決(続き)】

〔フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念との適合性について〕
裁判権の行使の合理性の判断においては、

- ① 当該州で 応訴する被告の負担
- ② 当該 紛争を処理する当該州の利益
- ③ 地元で救済を得る原告の利益
- ④ 紛争についてもっとも 効率の良い解決を確保する司法制度全体の利益

などが検討されるべきものであるが、本事案においては、①CA州で訴訟を進行する Asahiの負担は大きく、②③ 原告と法廷州の利益は小さく、④ 本件の場合、外国人に対する州の裁判権の主張に対する外国の実体的・手続的利益や、国際政策における連邦政府の利益についての慎重な検討が求められるところ、 外国人被告に対する重い負担と原告・法廷州の軽い利益に照らして、本事案において CA州がAsahiに裁判権を行使することは不合理で不公平である (9)。破棄差展。

4

J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S. 873 (2011)

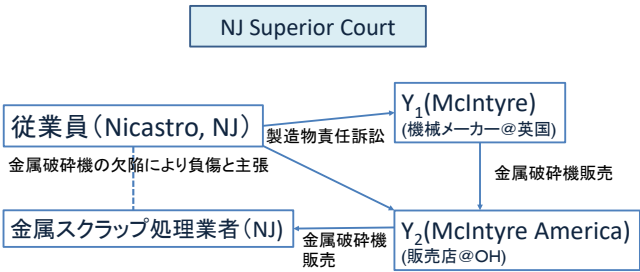
【事実の概要】

廃棄物処理会社の従業員X(Nicastro)は、Y1(英国の廃棄物処理機械メーカー。)が製造した金属破砕機を操作中に 手 を機械に巻き込まれ、重傷を負った。Xは、破砕機の設計に欠陥があったとして、Y1および同社製品を全米で独占的に販売していたY2(OH州法人)を相手どって、NJ州第一審裁判所に製造物責任訴訟を提起。Xの使用人は、ラスベガスで開催の見本市においてY1とY2が共同出展していたブースで本機械を知り、Y2からそれを購入。Y1は、自らがNJ州に所在したことも、Y2の活動を監督したことも、商品をY2に出荷後、Y2から商品を購入した買主の所在について認識を有したこともなかったと主張し、訴えの却下を求めた。

NJ州第一審裁判所は、Y1と同州との minimum contact を否定、Y1に対する訴えを却下。州第二審裁判所は、Asahi Metal判決の[上掲の A意見]の基準の下で minimum contact を肯定、また、フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念に反することもないとして、一審判決を破棄。州最高裁判所も対人管轄権を肯定、Y1は合衆国最高裁判所に上告受理申立てを行い、同最高裁判所は同申立てを受理した。

5

J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S. 873 (2011)



6

神戸大学法科大学院アメリカ法教材(3)-6
丸山英二

J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S. 873 (2011) 【判旨 (Kennedy裁判官による相対的多数意見[他の3裁判官が同調])】 主権国家の裁判権行使には、原則として、被告が法廷州内において活動を行う特権を意図的に利用し、州法の恩恵と保護を求めたことを示す何らかの行為があることが必要である(Hanson判決の引用)。製造物責任事件においても、管轄権を「フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念」に適合させるものは、被告の意図的な利用である。対人管轄権は、主権国家単位で検討することが必要で、問題は、被告が特定の主権国家の法域内の社会や経済に向けられた活動を行ったかどうかである。 Xは、Y1が、意図的にNJ州に向けられた行為を行ったことを証明していない。Y1の役員は見本市に参加したが、NJ州に入っていない。Y1は同州に事務所を有しておらず、租税の支払い、財産の所有、広告活動、職員派遣などを同州でしたことがない。それどころか、開示手続のあと第一審裁判所が認定したところでは、Y1は、当該機械が同州に存在すること以外に同州とのcontactは全く有していなかった。これらの事実からは、Y1がNJ州の市場を意図的に利用したことは証明されていない。原判決破棄。 7	ニュー・ヨーク州のロング・アーム法 (抄) 第302条. 本居を有さない者の行為による対人管轄権 (a)裁判権の根拠となる行為 裁判所は、以下の場合、列挙された行為から生じる訴訟原因については、当州に本居を有さない者に対しても、……対人管轄権を行使することができる。[特定の管轄権] 1.その者が、州内で取引活動を行い、または州内で商品若しくは役務を供給する契約を任意の場所で締結した場合 2.その者が州内で不法行為を犯した場合 3.その者が、州外で不法行為を犯し、その結果州内において身体または財産に損害を加えた場合で、かつ [欠陥製造物の製造の結果、州内での損害の発生] (i)その者が、州内で、常時取引を行い若しくは勧誘し、若しくは他の継続的な行為に従事し、または州内で使用若しくは消費される商品若しくは供給される役務から相当な収入を得ている場合 (ii)その者が、その行為が州内で結果を生じることを予期したまたは予期すべきことが相当であり、かつ州際または国際の通商から相当な収入を得ている場合 4.その者が州内に所在する不動産を所有、使用、または占有している場合 8																										
カリフォルニア州のロング・アーム法 第410.10条 行使可能な裁判権 当州の裁判所は、当州または合衆国の憲法に抵触しないあらゆる根拠に基づいて裁判権を行使することができる。 9	Restatement (Second) of Conflict of Laws § 27 <table><tr><th colspan="2">§ 27 Bases of Judicial Jurisdiction Over Individuals</th></tr><tr><td colspan="2">(1) A state has power to exercise judicial jurisdiction over an individual on one or more of the following bases:</td></tr><tr><td>(a) presence</td><td></td></tr><tr><td>(b) domicil</td><td></td></tr><tr><td>(c) residence</td><td></td></tr><tr><td>(d) nationality or citizenship</td><td></td></tr><tr><td>(e) consent</td><td></td></tr><tr><td>(f) appearance in an action</td><td></td></tr><tr><td>(g) doing business in the state</td><td></td></tr><tr><td>(h) an act done in the state</td><td></td></tr><tr><td>(i) causing an effect in the state by an act done elsewhere</td><td></td></tr><tr><td>(j) ownership, use or possession of a thing in the state</td><td></td></tr><tr><td>(k) other relationships to the state which make the exercise of judicial jurisdiction reasonable</td><td></td></tr></table> 10	§ 27 Bases of Judicial Jurisdiction Over Individuals		(1) A state has power to exercise judicial jurisdiction over an individual on one or more of the following bases:		(a) presence		(b) domicil		(c) residence		(d) nationality or citizenship		(e) consent		(f) appearance in an action		(g) doing business in the state		(h) an act done in the state		(i) causing an effect in the state by an act done elsewhere		(j) ownership, use or possession of a thing in the state		(k) other relationships to the state which make the exercise of judicial jurisdiction reasonable	
§ 27 Bases of Judicial Jurisdiction Over Individuals																											
(1) A state has power to exercise judicial jurisdiction over an individual on one or more of the following bases:																											
(a) presence																											
(b) domicil																											
(c) residence																											
(d) nationality or citizenship																											
(e) consent																											
(f) appearance in an action																											
(g) doing business in the state																											
(h) an act done in the state																											
(i) causing an effect in the state by an act done elsewhere																											
(j) ownership, use or possession of a thing in the state																											
(k) other relationships to the state which make the exercise of judicial jurisdiction reasonable																											
(2) 州 (b) 州裁判所の裁判権 (ハ) 合理的な告知 他州所在者に対する送達 Alabama Rules of Civil Procedure Rule 4.2. Process: Basis for and methods of out-of-state service. (a) In-State Service. All process may be served anywhere in this state and, when authorized by law or by these rules, may be served outside this state. (b) <u>Basis for Out-of-State Service.</u> An appropriate basis exists for service of process outside of this state upon a person or entity in any action in this state when the person or entity has such <u>contacts</u> with this state that the prosecution of the action against the person or entity in this state is not inconsistent with the constitution of this state or the Constitution of the United States;***. 11	(2) 州 (b) 州裁判所の裁判権 (ニ) 他州判決の執行 12																										

神戸大学法科大学院アメリカ法教材(3)-6

丸山英二

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法

3. 法

(1) 州裁判所における適用法

- (a) 手続法 州の訴訟法典等の法律, 訴訟規則, 判例法
(合衆国憲法および州の憲法の制約がある)
- (b) 実体法
 - (イ) 刑事 自州の刑罰法規
 - (ロ) 民事 州法の問題については州法
(法廷地の抵触法原則によって決定される州法)
連邦法の問題については連邦法

13

14

(2) 連邦裁判所における適用法

- (a) 手続法 訴訟規則, 法律, 判例法
(合衆国憲法の制約がある)
- (b) 実体法
 - (イ) 刑事 連邦の刑罰法規
 - (ロ) 民事 州法の問題については州法
(法廷地の抵触法原則によって決定される州法)
連邦法の問題については連邦法

15

(3) 法の統一 (a) 統一州法

National Conference of Commissioners on Uniform State Laws
(Uniform Law Commission)

Uniform [Declaratory Judgments] Act

各州議会

A州宣言
判決法

B州宣言
判決法

C州宣言
判決法

【統一州法の限界】

- ① 統一法に倣った州法の制定
- ② 州議会が加える独自の変更
- ③ 統一法に倣った州法に対する州裁判所の解釈の相異

16

(3) 法の統一 (b) リステイメント

American Law Institute

Restatement of the Law

reporter

advisors

Council

全体会議

◆契約法, 代理法, 抵触法, 信託法, 原状回復法, 不法行為法, 担保・保証法, 判決の効力, 財産法, 国際関係法をはじめとする, 主として判例法によって規律される法分野で作成される。

◆条文のかたちをとってはいるが, 裁判所を拘束する力はない。上記のような手続を経て作成されるものであるから, おおいに尊重されるが, 裁判所がリステイメントの述べる原則を採用しないことも珍しくはない。

17